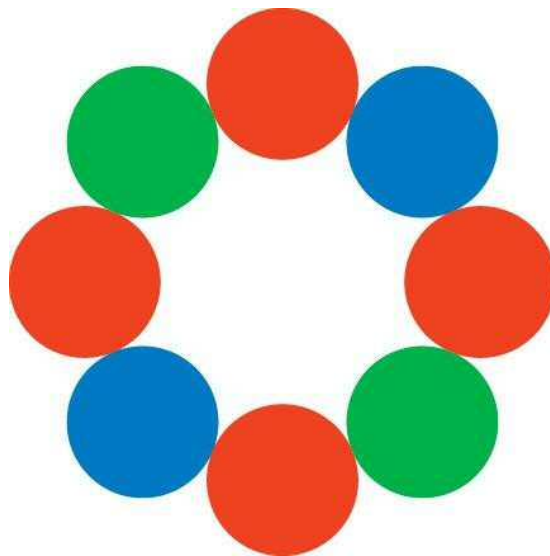


# 第2次南砺市行政改革大綱 [改定版]

推進期間：平成24年度～31年度



平成29年3月

南砺市行政改革推進本部

## 目 次

第1 第2次行政改革大綱改定の趣旨	1
(1) 行政改革への取組と改定の趣旨	
(2) 南砺市の現状と市政の課題	
(3) 行政改革の必要性和南砺市の姿勢	
第2 行政改革の推進	4
(1) 改革推進の視点	
(2) 推進体制	
(3) 改革の重点目標	
(4) 行政改革大綱の推進期間	
(5) 行政改革大綱の基本的考え	
第3 行政改革の主な事項	6
I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】	6
(1) 事務事業の見直し	
(2) 民間委託の推進	
(3) 行政組織機構の見直し	
(4) 第三セクター及び関係団体への関与の見直し	
(5) 行政サービスの向上	
II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】	7
(1) 財政の健全化	
(2) 定員管理と人件費の適正化	
(3) 人材育成の推進と多様な人材の確保	
III 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】	9
(1) 公正の確保と透明性の向上	
(2) 市民協働の市政の推進	
第4 まとめ	10
《参考》	11

## 第1 第2次行政改革大綱改定の趣旨

### (1) 行政改革への取組と改定の趣旨

平成12年(2000年)に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化や機関委任事務の廃止など、国と地方の関係の根幹に関わる改革が進められてきたほか、その後も地方分権改革推進委員会において、国の様々な規制や枠組みに対して順次勧告が行われてきました。

このような分権型社会の到来に対応するため、本市は平成16年(2004年)11月に8町村の合併により誕生し、自主・自立の自治体経営を一層推進するために、総務省から示された指針を受けて、平成18年(2006年)3月に「南砺市行政改革大綱」(以下、「行革大綱」という。)及び「南砺市行政改革実施計画」(以下、「行革実施計画」という。)を策定し、改革に取り組んできました。

この行革大綱と行革実施計画に基づき、事務事業の見直しや組織機構の改革、財政の健全化、職員数及び人件費の削減などを着実に進めてきましたが、公共施設の再編・統廃合や第三セクターの経営改革など、更に取り組んでいかなければならない課題が残っています。

第2次行政改革大綱は、計画期間を平成24年度から平成28年度までとしていましたが、南砺市総合計画の改定や公共施設等総合管理計画などの見直し時期と合わせて、改革の推進を図るため、見直すことにしました。

今後の取組の方策としては、これまでの取組を検証し、課題を明確にするとともに、制定した「南砺市まちづくり基本条例」の基本理念を遵守しながら着実に実行していく必要があります。

### (2) 南砺市の現状と市政の課題

社会や経済のグローバル化や地方分権の拡大、新たな制度への対応、厳しい財政運営、市民の価値観の多様化など、各自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。また、平成27年9月に策定した「南砺市人口ビジョン」において、少子高齢化を伴う人口減少が一層進むことが予想されています。

また、多様化・複雑化する住民ニーズや新たな行政課題に対応するため、事務事業の効率化や改善に努めているものの、その需要や課題は拡大傾向にあり、一方では生産年齢人口の減少による税収の減少や地方交付税の合併特例措置の段階的減少等、今後の財政運営は一層厳しさを増すものと見込まれます。このような状況下において、引き続き行政のスリム化を実施していくとともに、人や財源などの限られた経営資源を、選択と集中により効果的、効率的に活用していく必要があります。

#### ①歳入

本市では、自主財源である市税や諸収入などの歳入全体に占める割合が約3割で、財源の大半を地方交付税や市債などに依存していることから、非常に脆弱な財政基盤にあります。中でも、特に普通交付税については、合併算定替が平成27年度から激変緩和措置の期間に入り、一本算定に移行する平成32年度には、平成28年度と比較し約5億7,000万円の減額が見込まれています。

また、市債については、建設投資の主たる財源として欠かせないものとなっており、これまで合併特例債や過疎対策事業債など、元利償還額の一部が普通交付税に算入される有利な起債を効果的に活用しながら社会資本整備などを促進してきました。しかし、合併特例債の発行期限が平成 31 年度となっていることや、起債残高も増加傾向となる中で、さらに厳しい財政運営を余儀なくされると想定されることから、今後は、適正な実質公債費比率を堅持しながら、市税を中心とした自主財源の確保により一層努めなければなりません。

## ②歳出

義務的経費のうち、人件費については、減少傾向の状況が続いていますが、公債費は、過去に発行した市債の償還が増加傾向にあり、平成 33 年度にはそのピークを迎えるものと試算しています。また、少子高齢化や障がい者自立促進支援事業の充実等により、扶助費についても増加傾向にあります。

一方、投資的経費については、統合保育園整備や道路 5 ヶ年計画に基づく市道改良など、総合計画に基づく大型事業はおおむね計画通りに推移しています。

このような状況下にあっても、複雑・多様化する行政需要に的確に対応するとともに、公共施設再編の取組強化による公共施設の維持管理経費を含めた経常経費のより一層の縮減に努め、将来にわたり持続可能な財政運営に取り組む必要があります。

## ③市町村合併の効果

行政経営の効率化と財政基盤の強化を図ることを目的の一つに掲げて合併したものの、分庁舎方式に係る経費や機能が類似・重複した公共施設を多く抱えていることなど、合併から 12 年が経過した現在でも、市町村合併のスケールメリットを生かして行政経費を節減する課題が残っています。

節減した経費を多様化・高度化する行政需要に還元するとともに身の丈にあった財政構造への転換を図る必要があります。

## (3) 行政改革の必要性と南砺市の姿勢

次の世代が担う 10 年、20 年、30 年先の「南砺市のあるべき姿」を見据えた政策・施策を展開していくことが重要です。

この行革大綱は、総合計画に掲げた南砺市の将来像を実現するため、行政改革を推進し、行政経営の新たな方向性を示す指針として位置づけます。

将来に向けて持続可能な行政経営を目指すためには、まず、現状と政策課題を正面から捉え、南砺市の姿として健全でない部分の改善から始めなければなりません。

自主財源に乏しく市債残高が多い本市では、財政の硬直化が懸念されており、「自主」「自立」の行政経営を難しくさせている状態にあります。こうした中、合併特例措置の終了期限が迫っていることから、今まで以上に財政規律の厳格化を進めるとともに、さらなる行政改革の断行に取り組む必要があります。

改革にあたっては、相当な覚悟とエネルギーが必要とされることから、以下の考え方を踏まえながら改革に対する市民の理解と協力を求めていきます。

#### ①改革・改善を先送りしない

市町村合併の特例措置である地方交付税の合併算定替え期間が平成 26 年度で終了し、平成 27 年度からの 5 年間で段階的に減額され、平成 32 年度からは一本算定となることから、これまでのように政策課題を先送りすることは、もはやできない状況にあるといえます。

このため、改革・改善ができない理由を明らかにして、改革・改善をしていく方策を考えるように発想を転換していきます。

#### ②施策や事務事業に優先順位をつけて取り組む

これからも残したい施策や必要だと感じる事業は人それぞれに異なります。財政が逼迫している現状にあっては、あらゆる人が満足できる施策を同時に展開することは困難です。

このため、改革には少なからず“痛み”を伴うものであることを、市民や受益者にも認識していただかなくてはなりません。

多くの市民が共感できるサービスの“最大公約数”を重視しなければならないことはいうまでもありませんが、今やるべきことと今は我慢すべきことを見極める必要があります、そのためにも聖域を設けずに、行政評価などを通じてすべての施策に対して優先順位をつけて判断していきます。

#### ③無駄を根絶する

行政が行う事務事業は、それぞれに必要性や個別の事情を抱えており、本来“無駄”といえるものはないとされてきました。

しかし、行政が実施しなくても民間が受け皿になれる事業や受益の公平性に欠くもの、または所期の目的を終えて形骸化している事業などに公費を投入するべきでないことは、自明であるといえます。

こうした“無いよりあったほうがよい”程度のものや“時代に適合しなくなった”ものは、速やかに排除していきます。

## 第2 行政改革の推進

### (1) 改革推進の視点

町村合併から12年を迎え、地方交付税及び合併特例債の特例措置の終了が迫っていることは、新市としての一つの区切りであり、自主・自立した行政体として、次代を創造する重要な時期に直面しています。このような状況下において、本市の抱える行政課題を解決し、市のあるべき姿の実現のため、適正な財政規模への転換を図り、将来を見越した施策を展開していくことが重要です。

また、行政は困難な課題にも真摯に向き合い、常に丁寧な説明を通して市民に理解を求めるとともに、慣例や前例にとらわれることなく、仕事のやり方を見直し、行政サービスの質の向上を図るなど、引き続き改革を推進していく必要があります。

#### ① 目標値・指標設定による客観的検証・評価

目標値を設けることにより進捗状況や達成度が明確化され、さらに目標達成に向けた様々な取組につなげていくため、すべての改革事項について、改革内容や目的に見合った指標を定め、その目標値についての妥当性を検討し、客観的検証・評価の仕組みづくりを推進します。

#### ② 民間等との連携や役割分担

市の置かれた厳しい状況を市民と共有し、互いの英知を結集し、課題解決に取り組み、「市でしかできないもの」「市民と協働で行うもの」「民間で行うことができるもの」についての役割分担を進め、産官学金労言の連携等、それぞれの強みを生かし、職域を超えた新たな発想で取組を進めていきます。

#### ③ 合併のスケールメリットを生かす

行政効率化と財政基盤の強化を目的の一つとして合併をしましたが、合併から12年が経過した現在でも、合併のスケールメリットが十分生かされていません。取組が始まった公共施設再編や庁舎機能再編により、類似施設の集約化を図るなど、合併のスケールメリットを生かして行政経費の縮減に努めます。

#### ④ 財政規模縮減に向けての取組

今後は少子高齢化の進行や人口減少時代の到来による歳入の減少、多様化・複雑化していく住民ニーズへの対応、社会保障関連費や公共施設の維持管理等に伴う歳出の増加により、財政状況が一段と厳しくなることが予想されます。歳入歳出の見通しを的確に把握し、適正な財政計画に基づいた適正規模で厳格な財政運営を行い、歳入に見合った歳出構造への転換を図ることが必要です。

#### ⑤ コスト意識とスピード感

歳入の増加が見込めず、財政状況がさらに厳しくなる時代を迎え、将来を見据えた更なるコスト意識と改革のスピード感が求められています。

## ⑥スクラップ・アンド・ビルド

事業における停滞や硬直化を避けるため、常にスクラップ（廃止・中止・断念）&ビルド（創造）を念頭に、今必要なもの、今後必要なものを見極めた積極的な改革の展開を図り、柔軟な発想で取り組むことが大切です。

### （２）推進体制

社会情勢に即応した行政改革を円滑に推進するため、庁内の推進体制として市長を本部長とする南砺市行政改革推進本部において、改革の趣旨や必要性の徹底を図るとともに、実施に必要な事項の調整や改革事項の進行管理を行ないます。

また、改革の具体的な方策を実施計画として取りまとめ、その進捗状況や実績を公表するとともに、改革項目以外についても随時必要に応じた方策を加え、不断に取り組めます。

行革大綱と行革実施計画の管理に際して、市民や有識者等外部からの意見や提言を反映し、実効性のある改革に取り組んでいくために設置されている南砺市行政改革推進委員会において、実施内容や進捗状況など進行管理への意見を求めながら行政改革を推進します。

### （３）改革の重点目標

総合計画に掲げた南砺市の将来像の実現を目指して行政改革を推進するにあたって、次の３つを重点目標として設定します。

- I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】
- II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】
- III 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

この重点目標の達成に向けた具体的な改革事項については、第２次行政改革実施計画において定めることとします。

### （４）行政改革大綱の推進期間

この大綱は、市の総合計画後期基本計画との整合を図るため、同基本計画と同じく平成24年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、行革実施計画の取組期間も同じく平成31年度までとし、PDCAマネジメントサイクルの手法をもって毎年の進捗管理を行い、必要に応じて内容を見直します。

### （５）行政改革大綱の基本的考え

行政改革を進めるにあたっては、課題の解決を先送りにしない強い決意を示すため、実施計画の改革事項には、具体的な取組（事務事業）を掲げ、実行の期限を明示します。

## 第3 行政改革の主な事項

### I 将来へ持続可能な行政運営の推進【行政と民間の役割分担】

市政を変えていくには、行政主体のまちづくりから市民主体のまちづくりへ転換しなければなりません。そのためには、行政だけでなく市民自らも意識や行動を変えていくことが求められます。「民間でできることは民間で」、「地域でできることは地域で」、「自分でできることは自分で」とする考えに基づき、それぞれの役割を明確化することにより、協働できるシステムを構築し、行政と民間（市民・自治会を含む）が役割に応じたサービスの提供を展開していきます。

#### （1）事務事業の見直し

南砺市総合計画後期基本計画に基づき施策の重点化を図るとともに、事務事業全般について見直しを行い、整理や統廃合によって簡素化、合理化を実施します。また、行政評価の手法を取り入れて、さまざまな事務事業を対象として目的や効果等を検証し、予算編成や監査等に活用することで、最大の効果を最少の経費で上げる行財政システムを構築します。

##### 【方策】

- ①行政が実施する施策の選択や重点化
- ②公共施設の再編（機能強化、統廃合、民営化）
- ③行政評価等による事務事業の改革・改善

#### （2）民間委託の推進

住民ニーズの多様化に伴い行政が担っている事務事業が増大するとともに、地方分権の進展により国や県からの権限（事務）移譲が進んでいます。このため、業務の民営化や民間委託を更に進め、民間のノウハウを活用することによりサービスの質の向上と経費の節減を図り、公の施設の管理運営については、施設の設置者である行政の責任を果たすことを前提に、指定管理者制度を推進するとともに、既に指定管理を導入している施設の効果検証を行い、サービスとコストの両面で改革・改善を図ります。

##### 【方策】

- ①行政運営の効率化や住民サービスの向上が図れる業務の民間委託の推進
- ②指定管理者制度による公の施設の管理運営

#### （3）行政組織機構の見直し

行政組織機構は、社会情勢や行政課題の変化に適応するため、引き続き随時必要な見直しを行うとともに、定着してきた部局横断的な取組の継続実施に努め、庁舎再編と併せて行政センター業務内容の見直しを行います。



また、地域包括ケアセンターを新たに設置し、保健・介護・医療・福祉の連携強化による地域包括ケアの推進や、少子化という避けて通れない状況の中、小・中学校のあり方検討などについて引き続き取組を進めます。

**【方策】**

- ①新たな行政課題や社会情勢の変化に対応できる効率的な行政組織の構築

**(4) 第三セクター及び関係団体への関与の見直し**

第三セクター改革プランで対象としている団体については、改革プランに基づき、積極的な経営改善を求め、市財政の負担軽減を図ります。また、情報公開制度の趣旨に基づく情報開示に取り組むよう引き続き指導に努めます。その他の関係団体については、自主・自立運営に向けて、職員の派遣等の見直しや役員等への就任のあり方を検討します。

**【方策】**

- ①第三セクターの経営改善と自立の促進
- ②関係団体の自主的運営の推進

**(5) 行政サービスの向上**

地方分権の進展と少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化に伴い、行政サービスの高度化・多様化が進んでいます。住民サービスの範囲を拡大するだけでなく、サービスの水準や受益の適否を検証したうえで、質の向上が求められています。財政事情が厳しさを増すなかで、より質の高い行政サービスを提供するために、住民ニーズの変化を的確に把握し、窓口延長や施設開館時間等の見直し、行政手続の簡素化等の取組を継続し、ホームページやCATVにおける情報提供機会の充実を図るなど、市民満足度の向上に努めます。

**【方策】**

- ①市民への情報提供機会の充実
- ②ICTの活用による行政サービスの拡充

**II 健全な財政基盤の整備【足腰の強い財政運営】**

市町村合併に伴う地方交付税の特例措置は平成27年度から段階的に縮小され、人口減少に伴う地方交付税及び税収の減額による財源の減少に対し、市民サービスの維持と社会保障費の増加、公共施設の維持等による歳出の増加が見込まれ、厳しい財政運営が予想されます。このことから、財政基盤の強化と安心できる将来像の構築に向けて、コスト意識を踏まえた行政経営という考え方に切り替え、施策の重点化を図るとともにすべての事務事業をゼロベースから見直すことで、本市の「身の丈にあった」行財政規模への転換を図ります。

また、複雑化・多様化する行政課題に的確に対処し、行財政改革を進めるためには、職員一人一人が自らの課題として取り組むため、人材の育成や資質の向上に努めます。

## (1) 財政の健全化

社会情勢や住民ニーズの変化に伴い行政サービスの範囲も増大していますが、限られた財源の中で真に必要なサービスを提供していくためには、施策の重点化や事務事業の見直しなどにより行政コストを削減することが必要です。

また、自主財源の確保に努めるとともに、受益者負担の原則のもと施設利用料金等を検証し、必要な見直しを行うなど、財政の健全化を図る必要があります。

さらに、補助金等の見直しや公営企業の健全な経営、公有財産の有効活用と整理合理化を進め、引き続き各種公共事業計画や委託業務の見直し、建設コスト削減等、事務的経費の一層の節減により歳出の抑制を図ります。

### 【方策】

- ①歳出経費の徹底的な削減と公有財産の整理合理化
- ②税収納の徹底と公共料金の見直しなどによる自主財源の確保
- ③補助金・交付金等の整理合理化と交付制度の見直し
- ④地方公営企業の経営健全化

## (2) 定員管理と人件費の適正化

定員適正化計画に掲げた職員数の削減目標を達成するため、事務事業の内容や量、人員配置などを常に点検し、繁忙期における職員間の協業体制の継続を図り、定員の適正化と人件費の抑制に取り組みます。

また、業務の電算システム化による効率化と民間委託を推進するなど、給与・人事制度の運用の見直しや水準の適正化を図ります。

### 【方策】

- ①組織再編や業務の整理合理化に伴う職員数の削減

## (3) 人材育成の推進と多様な人材の確保

地方分権の進展に伴い、自治体が地域の課題を自ら解決していくことが求められます。このため職員には個々の資質と政策形成能力の向上が求められることから、職員研修計画に基づく職員の能力開発や意識改革を図り、他団体への研修派遣や人事交流をとおして、先見性と幅広い視野を備えた職員の養成に努めるとともに、職員研修の一層の充実を図ります。

さらに、行政課題に迅速に対応するため、引き続き職員間の連携・調整体制を強化するとともに、地域のボランティア活動等に積極的に参加することで、市民との交流を図れる職員の育成を進めます。

また、専門的業務の対応には、分野に精通した人材や意欲のある人材を充てることが効果的です。優秀な人材の確保には、専門性の高い職務経験者を採用するとともに、人材育成に主眼をおいた人事評価制度を導入し、職員の適性を活かした効果的な人員配置に努めます。

**【方策】**

- ①実務研修や自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成
- ②職員相互間の連携強化や人事交流の実施
- ③多様な人材の確保と専門的業務に対応した職員配置

### Ⅲ 市民と共に取り組む市政の推進【市民が主体の行政】

行政経営の原点を市民の立場に置き換え、将来を見据えながら「今やるべきこと」を見極めていくことが必要です。そのため、改革に対する前向きな姿勢と、終わりにき改善に向けた積極的かつ迅速な取組が求められることから、まちづくり基本条例に掲げた「市民参画」と「情報共有」の指針を遵守し、市民との協働で真に必要とされる行政サービスを柔軟性とスピード感をもって提供していきます。

また、急激な人口減少や過疎化により地域の消滅が危惧される中、地域機能を持続するためには自治会や市民団体、公民館、各種地域内組織、事業者、行政、学校など地域内の多様な主体による、市民自らが考え、行動する市民総参加（総働）による地域づくりを図る必要があります。

#### （１）公正の確保と透明性の向上

市政の公正・透明性を図るため、引き続き行政手続きの適正化に努め、広報紙やホームページなどの広報媒体や情報公開コーナーの充実、会議の公開等、情報共有を推進することで説明責任の明確化に取り組むとともに、個人情報保護制度の趣旨を踏まえて適正な情報管理の徹底に努めます。

また、行政施策を市民とともに構築していくために、各種審議会・委員会での議論に、広く市民の意見が反映されるよう、審議会等における委員公募や女性委員の登用を推進し、パブリックコメントなどを実施します。

**【方策】**

- ①民意を反映する審議会・委員会の体制整備
- ②公聴制度の充実

#### （２）市民協働の市政の推進

まちづくり基本条例に掲げた「市民が主体の原則」、「情報共有の原則」、「協働の原則」の基本理念に基づき、市民や団体の自主的なまちづくり活動を支援するとともに、行政と市民が互いの役割を理解し、連携して課題の解決に取り組む協働の市政を実現します。

また、協働によるまちづくりをより一層推進するためには、課題解決型の小規模多機能自治による推進を図る必要があります。

**【方策】**

- ①市民の自主的・主体的な地域活動や交流活動の支援
- ②市民協働による事業の展開

## 第4 まとめ

昨今の社会情勢からみてもわかるように、世界、国、地方とも大きな変革期にあることから、これまでとは違った政策・施策の展開が求められています。

少子高齢化や人口減少・過疎対策に加え、循環型社会の構築など喫緊の政策課題が山積していますが、社会情勢がめまぐるしく変化している局面にあっては、何事にもスピード感を持って取り組む必要があります。

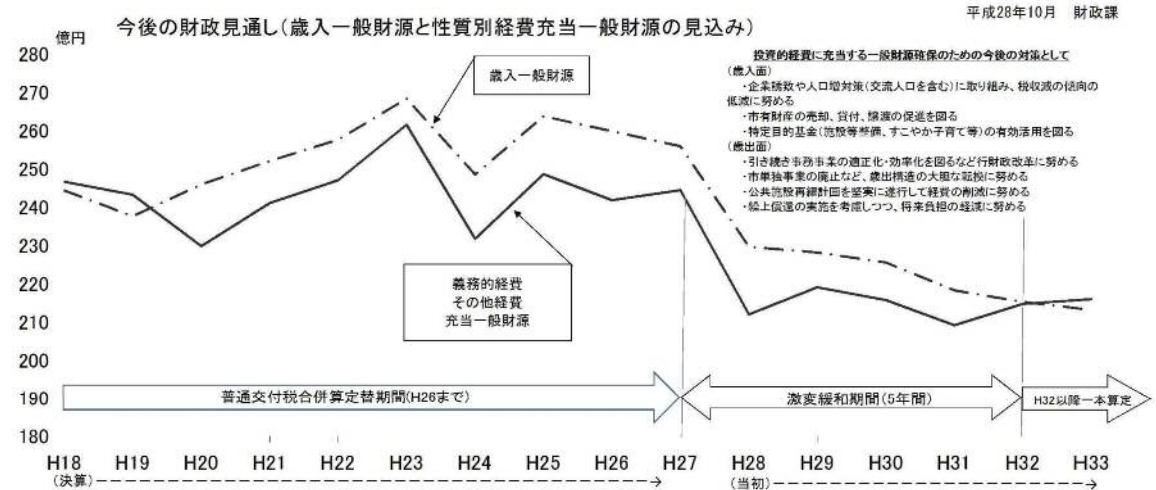
一方、市民ニーズが多様化しているなかでは、限られた行政資源（財源や人）で、すべての市民がすべてのサービスに満足できるような施策の展開は不可能です。このため、施策や事務事業の「選択と集中」を図り、メリハリのある行政経営を実現させなければなりません。

南砺市総合計画に掲げた市の将来像「さきがけて 緑の里から 世界へ」の実現に向けて、具体的な「各論」部分の実行により、直面している行政課題に対して強い覚悟をもって取り組んでいきます。

この大綱に基づく市政運営を進めることで、南砺市としての強みを伸ばして弱みを克服しながら、地域の魅力を開拓するとともに、夢と希望もてる南砺市の個性を確立します。

《参考》

○今後の財政見通し（歳入一般財源と性質別経費一般財源の見込み）：財政課



●歳入一般財源と歳出充当一般財源との差額の推移 (億円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
歳入一般財源	244.4	237.7	246.0	252.1	257.7	268.4	248.6	263.8	259.9	256.0	229.7	228.2	225.6	218.3	215.3	213.2
うち合併算定期間以降の普通交付税									139.6	133.9	125.9	123.9	123.5	121.3	120.2	119.3
義務的経費、その他経費 充当一般財源	246.7	243.3	229.9	241.1	247.1	261.6	231.8	248.7	241.9	244.5	212.0	219.1	215.8	209.2	214.8	216.0
差 額	△ 2.3	△ 5.6	16.1	11.0	10.6	6.8	16.8	15.1	18.0	11.5	17.7	9.1	9.8	9.1	0.5	△ 2.8

用語① 歳入一般財源 …… 市税、地方譲与税、交付金、地方交付税、臨時財政対策債借入額  
 ② 義務的経費充当一般財源 …… 人件費、扶助費、公債費にあてた一般財源  
 ③ その他経費充当一般財源 …… 義務的経費、普通建設事業費、災害復旧事業費以外の経費にあてた一般財源、補助費、物件費、繰出金が主なもの。

●シミュレーションの前提  
 ・普通交付税については、国では合併による市町村の姿の変化に対応した算定とすることとし、①支所に要する経費の算定②人口密度等による需要の割増し③標準団体の面積の拡大を行うこととしたことから、H26算定に基づいた一本算定との差額を約14億円と想定し、激変緩和期間中で段階的に減額した。また、H28からH27国勢調査人口が算定基礎とされることから、人口減による影響額を約5.5億円の減少と見込んでいます。  
 ・将来的な公債費負担の軽減を図るため、H29年度以降、減債基金から5億円ずつ繰り入れることとしています。

○用語説明

【ICT】

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。

従来のITの意味する情報技術(コンピュータ技術)に加えて、それを使った伝達能力(コミュニケーション)を強調した表現。

【公の施設】

普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置した施設。

【合併特例債】

合併後の地域振興や旧地域間の格差是正などの名目で起債できる地方債のこと。平成24年6月に、当初10年間であった発行期限が延長され、東日本大震災の被災地では合併後20年間、被災地以外は15年間にわたり特例債の発行が可能になった。市町村建設計画に基づく事業のうち、特に必要と認められる事業に限り使うことができるもので、事業費の95%に充当でき、元利償還の7割は交付税措置となる。

### 【行政評価】

行政が実施する施策や事務事業について、実施状況や成果の評価を行い、必要性・有効性・効率性等を分析し、改革・改善を行う組織の経営管理手法の一つ。

### 【機関委任事務】

地方公共団体の首長（都道府県知事、市町村長）等が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のことで、平成12年4月の地方分権一括法施行により廃止された。

### 【指定管理者制度】

地方公共団体の公の施設の管理にあたり、指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度。株式会社や地域団体などの民間事業者も施設管理を代行することが可能となった。

### 【小規模多機能自治】

概ね旧小学校区など（本市で言えば31自治振興会単位）の範囲において、地域内の住民と地域内の多様な主体により構成された地域共同体が、地域の実情や課題に応じて住民の福祉等を増進する、「総働」による課題解決型の住民自治の取組。

### 【総働】

地域内の住民と地域内の多様な主体により構成された地域共同体による、地域内で取り組む協働。

### 【実質公債費比率】

自治体の一般財源収入に対する地方債返済額の比率。18%以上になると、新たに地方債を発行する際、公債費負担適正化計画を立てて国や県の許可が必要になる。25%以上の団体は財政健全化計画や財政再生計画に基づく許可が必要で、地方債の発行が大きく制限される。

### 【スクラップ・アンド・ビルド】

組織や事業の拡大を抑制するため、新設する場合には、それに相当する既存の組織や事業を廃止すること。

### 【スケールメリット】

広域化等により組織の規模を大きくすることによって得られる効果。

### 【第三セクター】

公企業を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶことから、国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体をいう。地域開発・交通その他の分野で設立されている。

#### 【地方公営企業】

地方公共団体が経営する企業のうち、水道・軌道・自動車運送・地方鉄道・電気・ガスなどの公共性の高い各事業で、地方公営企業法の適用される事業。

#### 【地方交付税】

地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。国税収入のうちから一定の比率で交付される。

#### 【地方分権一括法】

正称は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。

地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、改正が必要な 475 本の法律の改正部分を、1 本の法律として改正した。平成 11 年（1999 年）に制定され、一部を除き平成 12 年（2000 年）4 月に施行された。

地方分権を推進し、地方の裁量性を高めて国の関与を少なくすることで、中央と地方のこれまでの上下関係を対等・協力の関係に改め、地方自治の活性化を図ることを目的としている。

#### 【定員適正化計画】

平成 9 年の地方分権推進委員会第 2 次勧告において、組織の肥大化の抑制し、住民の行政需要に的確に答えていくため、すべての地方公共団体においては、計画期間を定め、目標数値を掲げた定員適正化計画を策定し、公表するものとされた。

#### 【パブリックコメント】

市の基本方針や計画等について、事前に案を示して広く市民から意見や情報を募集すること。

#### 【PDCA マネジメントサイクル】

プロジェクトの実行に際し、計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）のこと。PDCA サイクルの特徴は、プロジェクトを流れて捉え、評価を次の計画に活かしてプロジェクトをより高いレベルにもっていくことで、民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられている。